

福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、及び福島県補助金の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第15号）第2条第1項各号に定める中小企業者及び同法第2条第5項に定める小規模企業者に該当するものをいう。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは除くものとする。なお、大企業とは、中小企業・小規模企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社又は投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業・小規模企業者
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)から(3)に該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者
- (5) (1)から(3)に該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者
- (6) 確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業・小規模企業者
- (7) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3割以上を官公庁が所有している中小企業・小規模企業者

(交付対象等)

第3条 補助金の交付対象となる補助対象者は、補助金の交付申請（以下「申請」という。）の時点で事業を継続しており、かつ次の各号のいずれかに該当する事業者で知事が認める者とする。

- (1) 福島県内の事業所等において、小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約により電気を使用する中小企業
- (2) 小売電気事業者等と特別高圧の電力需給契約を締結している、福島県内の工場又は商業施設等（以下、「施設等」という。）に入居し、その電気料金を負担する中小企業（以下、「テナント事業者」という。）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者は、補助金の交付対象としない。

- (1) 国又は地方公共団体が運営する者
- (2) 発行済株式総額の 25 パーセント以上を福島県が保有している者
- (3) 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む者
- (5) 補助対象者又はその法人の役員が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 福島県暴力団排除条例（平成 23 年福島県条例第 51 号）に規定する暴力団又は暴力団員等（以下、「暴力団又は暴力団員等」という。）であるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員等との関係を有する者であるとき。
 - ウ 暴力団又は暴力団員等から出資等資金提供を受けている者であるとき。
- (6) その他知事が補助金の交付について不適当と認める者

（補助金の額等）

第 4 条 補助金は、次表に定めるところにより、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、製造業等一般事業者においては 20,000 千円、電気事業法第 2 条第 1 項第 15 号に規定される発電事業者においては 1,300 千円を交付上限額とする。

補助対象経費	補助対象期間	補助金の額
福島県内の事業所等における特別高圧の受電契約に基づき使用し、費用を負担した電気使用料金	令和 7 年 1 月 1 日から 2 月 28 日まで	電力使用量 1 kWh あたりに 1.3 円を乗じた額
	令和 7 年 3 月 1 日から 3 月 31 日まで	電力使用量 1 kWh あたりに 0.7 円を乗じた額

（交付の申請）

第 5 条 申請をしようとする者は、別に定める期日までに、別表に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

2 施設等の管理者は、自ら管理する施設等に入居するテナント事業者が使用する電力分を合計し、自ら申請することができる。この場合、施設管理者は、テナント事業者に対して、それぞれの電力使用量に応じて補助金相当額を適正に配分しなければならない。また、当該施設等に入居するテナント事業者は、申請に必要な書類を施設等の管理者へ提出するものとし、テナント事業者が直接申請することはできないものとする。

（交付の決定）

第 6 条 知事は、申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに福島県中小企業特別高圧電気料金支援補助金交付決定通知書（様式第 5 号）により、通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が終了した年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。
- (2) 必要に応じ、帳簿その他の関係書類の検査又は関係者への質問をすることができる。

(申請を取り下げることができる期日)

第7条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(交付の請求及び補助金の交付)

第8条 知事は、第6条の規定により交付の決定を通知したときは、交付決定日に申請者から交付の請求があったものとみなし、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 知事は、補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第11条 補助事業者は、第9条の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月16日から施行する。

別表

申請方法	申請者	提出書類
直接申請する場合	中小企業	1 交付申請書兼請求書（様式第 1 号） 2 誓約書（様式第 4 号） 3 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料 4 申請しようとする期間の電力使用量が確認できる資料 5 法人の登記事項証明書（法人のみ）（発行日から 3 か月以内のもの） 6 口座番号・口座名義人を確認できる資料（預金通帳の写し） 7 その他知事が必要と認める書類
	テナント事業者	1 交付申請書兼請求書（様式第 1 号） 2 誓約書（様式第 4 号） 3 施設等の契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料 4 申請しようとする期間の電力使用量が確認できる資料 5 特別高圧受電施設へ入居していることが分かる書類 6 法人の登記事項証明書（法人のみ）（発行日から 3 か月以内のもの） 7 口座番号・口座名義人を確認できる資料（預金通帳の写し） 8 その他知事が必要と認める書類
第 5 条第 2 項により申請する場合	施設等の管理者	1 交付申請書兼請求書（様式第 2 号・様式第 2 号別紙） 2 各テナントの同意書（様式第 3 号） 3 誓約書（各テナント分も含む）（様式第 4 号） 4 契約種別が特別高圧電力であることが確認できる資料 5 申請しようとする期間の各テナントにおける電力使用量が確認できる資料 6 法人の登記事項証明書（法人のみ）（発行日から 3 か月以内のもの） 7 口座番号・口座名義人を確認できる資料（預金通帳の写し） 8 その他知事が必要と認める書類